

初任研 Q&A

※「相談支援従事者初任者研修」を「初任研」といいます。

【受講について】

Q 1 : 実務経験がないが、就活のために初任者研修を受講したいが、受講できるか。

A 1 : 香川県では「初任研（全課程）」の受講対象者の要件のひとつとして「相談支援業務に従事したい者」があり、研修受講の際には実務経験の有無は求めていませんので、受講は可能です。（ただし受講希望者が定員を超過した場合にはその選考の際に実務経験の有無を参考にします。）

ただし実務経験を研修受講要件にしていなかったため、初任研（全課程）を修了したからといって、即相談支援専門員として配置できるわけではありません。研修修了と実務経験を満たすという二つの要件を満たしてはじめて配置が可能となりますので、その点ご注意ください。

また初任研（全課程）受講の際には、現在進行中のご自身のケースをご本人様から同意了解をとってアセスメント面接を行いケース事例として提出し、演習の中で議論し、演習で得た助言を基に再度面接を行うという課題があります。（ご自身がケースをお持ちでない方は、職場同僚のケースをご本人様から同意了解をとって職場同僚のアセスメント面接に同行しての実施も事例として認められます。）受講対象者の要件のひとつに「課題を提出できる」ともありますので、前述した内容の課題を提出できない方は受講できませんのでご注意ください。

Q 2 : 就活のためにとりあえず研修したい。

A 2 : 初任研（全課程）修了後、取得した相談支援専門員資格要件を継続するには、初任研（全課程）修了翌年度から5年間の間に一度以上の相談支援従事者現任研修（以下、「現任研」という。）を受講する必要があります。

また、初任研（全課程）修了後初めての現任研受講には受講要件が定められており、初任研（全課程）修了後初めて受講する現任研開講日前5年間のうちに2年の相談支援事業所等での相談支援業務に従事した経験が必要となっております。

とりあえず資格だけ取っておこうと初任研を受講されても、5年間のうちに相談支援業務に従事する予定がなければ、現任研を受講できずにせっかく取得した資格要件が失効してしまいます。そのため現任研受講要件を満たせるよう計画的な受講をお勧めしております。

Q 3 : 相談支援専門員の実務経験とは何か？

A 3 : 「（参考）相談支援実務経験一覧」をご覧ください。この実務経験は相談支援専門

員として配置する場合に必要なもので、その判断は指定権者である各自治体障害福祉担当部署が行います。具体的な確認はそちらへお願いします。

Q 4 : サビ管資格を取得し、就職活動を行いたい、初任研（全課程）を受講することは可能か？

A 4 : 香川県では初任研（全課程）は相談支援専門員になろうという方を対象としており、サビ管児発管希望の方は初任研（部分受講）を受講することとしていますので、サビ管資格取得希望の方は初任研（全課程）の受講は不可となります。

初任研（部分受講）について本県では本年度はすでに終了しておりますので、本県で受講されたい方は来年度に受講申請をしてください

なお他県で初任研（講義部分のみ受講）を受講された方については、サビ管基礎研の受講申請時に受講証明書を提出していただくことで、本県のサビ管基礎研の受講は可能となります。詳しくは当園研修担当までご相談ください。

Q 5 : 初任研（全課程）を修了し現任研更新最終年度はまだであるが、初任研をもう一度受けたい。

A 5 : 初任研（全課程）受講は新たに相談支援専門員になられようとする方に優先して受講していただきます。現に相談支援専門員資格を有する方は、今年度が資格継続のための更新最終年度でかつ今年度の現任研を修了できなかった方以外は、原則受講はできません。ご質問者のように資格が継続中で今年度末に資格を失効されない方は現任研を受講してください。

相談支援専門員資格を継続するためには初任研（全課程）を修了した翌年度から5年間の間に1回以上の現任研修了が必要ですが、現任研については相談支援専門員のスキルアップのために複数回受講することも可能です。

Q 6 : 県外在住者ですが受講できますか。

A 6 : 香川県内の事業所に勤務又はその予定のある方であれば、県外にお住まいの方でも受講は可能です。

ただし勤務（予定）されている事業所が所在する圏域で行うインターバル実習もありますのでその点も含めて十分ご検討ください。

Q 7 : 受講申請をしたら全員受講できるのか。

A 7 : 実施要項に対象者を定めており、該当する方に対して受講決定を行います。

また定員を定めており、それを超過する場合は、事務局で選考の上受講決定を行い

ます。

なお、受講申請内容についてお問い合わせする場合がありますが、それに対応く
さらない場合は受講の意志がないと判断し、受講決定を行わない場合があります。

【電子申請について】

Q 8： 電子申請したが、申請に必要なアドレスが記載された返信メールが来ない。

A 8： 電子申請システムは申請する際にメールアドレスを入力していただき、そのメー
ルアドレスに当方のシステムからメールを送信し受信できた方のみが受講可能です。
これは過去にシステムからのメールが届かないケースが頻発したため、あらかじめ
メールが届くアドレスを確認するものです。

事務局からのメールが届かない申請者の多くが、「自身のメールアドレスの誤入
力」「迷惑メールフォルダに振り分けられたり、削除されたりした」「ドメイン指定が
されているため事務局からのメールがブロックされた」という場合がほとんどで、こ
れらの原因は受信側の設定の問題となります。

お手数をおかけいたしますがメールが届かない場合は今一度設定をご確認いた
くようお願いいたします。

それでも届かない場合は他のメールアドレスを使用してみてください。

Q 9： 受講が不可の場合はメールが送られてこないのか。

A 9： 事務局が受講決定後、受講申請者全員に受講可否通知メールを送付します。その
メールに受講の可否が記載されておりますので、受講可でも不可でも必ずメール
は送られてきます。

受講者の受信環境によっては、受講申請受付メールは受信ができたが、その後の
受信ができなかったりすることもあるようです。

川部みどり園ホームページには福祉関係研修事業のページで初任研情報を掲載
しており、受講可否通知メールを送付した情報も掲載します。その記事が掲載され
ても受講可否通知メールが届かない場合は不備が起きております。

次の場合は至急事務局（０８７-８８５-８６００ 川部みどり園研修担当）まで
ご連絡ください。

（１）申請をして１両日経過しても「申請受付メール」が届かない

（２）当園ＨＰ「初任研情報」に「受講可否通知メールを送信した」という記事が
掲載されても「受講可否通知メール」が届かない。

Q10： 法人で利用登録をして１人目の入力ができしたが、２人目ができない。

A10： 同じメールアドレスで登録するとシステムにはじかれるケースがあります。別メールアドレスで利用登録をして入力するか、利用登録をしないで連絡用メールアドレスを別のものを入力してみてください。

Q11： 氏名について正しい漢字が入力できない。

A11： 氏名については申請時に入力されたものを修了証書にそのまま使用しますが、受講申請時に使用される機器・機種によっては入力できない漢字があるようです。その場合は電子申請項目「氏名備考欄」に例を参考にして部首等を記載してください。これによることが困難な場合は、その旨記載いただければ、事務局から確認させていただきます。

Q12： 電子申請は初めてで不安だ。

A12： 昨年度の受講者の方々からは「電子申請は申請しやすかった」と概ね好意的なご意見が多かったです。しかし、中には「システム入力に時間制限があり焦り失敗した。再度の入力にも時間がかかる」とのご意見があったため、「受講申請前必読」に予め入力項目を記載しています。準備されておくとよりスムーズに入力できます。

Q13： いくら試しても申請するボタンが押せない。

A13： 入力した項目にエラーがあると申請できません。

赤く表示されたエラーメッセージをよく読んで対応してください。（よく見られるのは半角と全角の使用間違いです。）

またパソコンやスマートフォンによっては氏名や住所、電話番号などが自動入力設定になっており、画面上は適切な文字が表示されているのですが、実際は使用できない文字が自動入力されていたり、余計な文字が入っており字数制限を超えていたりすることもあります。（氏名の後空白がしばらく続いて電話番号が入ったり、住所の後に空白が続き郵便番号などが入ったりすることが多いようです。空白が多いので見た目は適正なのですが、実際は文字数制限オーバーや使用できない文字使用というエラーとなります。画面上では入力エラーとしか表示されずその原因については知らせてくれません。）そのため自動入力設定を解除するとスムーズにできたようです。

申請ボタンが押せずに申請ができないとお電話をくださった方全員が「スマートフォンでは受けつけてくれなかったが、パソコンでしたらできた」「パソコンでの申請ができず困っていたがスマートフォンではすぐにできた」とおっしゃっておいりました。申請できなかった原因を調べると、すべて便利なサポート機能・自動入力設定がされていました。

申請ボタンが押せない時には、焦らずにまず設定変更を試してみてください。それでも上手くいかない場合はパソコンやスマートフォンを別の機器にして試してください。

【講義受講】

Q14： 過去に同じ事業所でこの研修を受講したものがおり、テキストもその時に購入した。それを貸してもらおうと思うが。

A14： テキストは令和7年1月に改訂されましたので、古いテキストを使用するのではなく、新しいテキストをお求めください。令和6年4月施行の法改正の内容も反映しております。

当園のHP「初任研情報」に掲載している注文シートでの注文ですと間違いませんが、個別に書店等で購入される場合は2025年1月改訂版であることを確認の上ご購入ください。

Q15： 講義1のeラーニングを視聴できる環境がないが、事務局で用意は可能か。

A15： 受講対象者を「eラーニング視聴のための通信機器等環境をご自身で用意できる方」としており、事務局では対応しかねます。

Q16： サビ管資格取得のために、昨年度相談初任者の講義部分を受講したが、相談支援専門員になりたいので、今年度初任研全課程を受講したい。講義部分の免除はあるか？

A16： 本県の初任研は、全課程もしくは講義だけを受講する部分受講しかありません。以前に講義部分を受講されていても、初任研（全課程）を受講する場合は講義部分の受講も必須となっておりますのでご理解ください。

Q17： ずいぶん昔に初任者研修（全課程）を修了し、その後サビ管をしていた。10年以上現任研は受講していないため資格が失効していると思うので、今年度初任研（全課程）を再受講したい。講義部分の免除はあるか？

A17： 相談支援専門員資格は初任研（全課程）修了翌年度から5年間の間に一回以上の現任研を修了することでその資格が継続されます。10年以上現任研を受講されていないのであれば資格は失効しております。初任研（全課程）を以前修了された上での再受講としても、初任研（全課程）を受講する場合は講義部分の受講も必須となっておりますのでご理解ください。

Q18： eラーニングが計11時間もあると聞いたが、長すぎるのではないか。

A18： 以前は集合形式で丸二日間の講義（計14時間）を聞いていただいていた。オンラインとすることで、法で定められている講義部分のみの11時間に短縮され、さらに日にちや時間の縛りが少なくなり、研修期間中14日間の間で自分の都合の良

い時間帯に受講できるのはメリットと思えます。分からないところは何回も見られるので受講しやすくなったという声も聴かれます。

ただし計11時間の長い視聴時間となるため、計画的に受講してください。閉講期間直前に視聴を始めて時間が間に合わず全て視聴できなかった方が毎年おられます。当然その方への修了証書交付はできません。

Q19： eラーニングが11時間もあるが、すべて見る必要があるのか。

A19： 上記 A18 にあるように、この研修は法定研修でありそれぞれ講義時間が決まっております。その11時間をすべて視聴受講することは修了証書交付の必須要件のひとつです。

事務局が受講者皆さんの視聴時間数をモニターしております。視聴時間が短い場合は受講できていないと判断しますし、ひとつの講義を常識的ではありえない程長時間視聴している場合は、つけっぱなしにして視聴していないと判断する場合があります。

ひとつの講義を一度で受講しきれない場合等は別途掲載の「eラーニング視聴方法簡易マニュアル」に従って操作をすることで適切な視聴時間記録がなされますので、マニュアルの熟読をお願いします。

Q20： 同じ事業所で受講者が複数名おり事業所にはパソコンが一つしかないので、同じ時間帯で全員が一つの画面を見て受講しても良いか。

A20： 受講決定した方に講義を視聴するための情報を送付します。事務局は送付したその情報で受講状況をモニターします。

したがって、受講者の一人がログインをして、同じ事業所の受講者全員で視聴したとしても、事務局はログインをした一人の受講者しか視聴していないと判断し、視聴時間が不足する他の方には受講できていないと判断いたします。パソコンが一つしかない場合は計画的に別々の時間帯で視聴する、スマートフォンを利用する等、必ず一人ひとりが個別にログインをして視聴してください。

実施要項で受講対象者を「研修課程全てに参加できる者」としており、講義1の受講(eラーニング、11時間)は「視聴機器・環境は各自が調達」となっております。

過去には受講決定後に「事業所にも自宅にも自由にインターネットを使える環境がない」と相談があったこともあります。事務局は視聴環境を提供しませんので受講をあきらめるかご自身で通信環境を整えるかしか方法はありません。結局その方はネットカフェで受講をされました。通信環境を確保できない方は受講申請をご遠慮ください。

Q21： 「講義1レポート作成は手書きに限る」とされているが、字が汚いのでパソコンを使用させてほしい。

A21： 講義レポートは「講義 1（e ラーニング）を視聴し、定められた様式（川部みどり園 HP に掲載）で講義 1 振り返り評価シート（以下「講義 1 レポート」という。）を手書きで作成し、指定した日時までに定められた方法で提出」と実施要項にあるとおり、手書きをお願いします。

障害等により手書きが難しい事情がある場合には、申請時にその旨を記載し、受講決定後に事務局に相談してください。どのような方法であれば講義 1 レポート提出が可能になるか、ともに考えさせていただきます。

Q22： 講義 1 レポート項目が多すぎるので、少しくらい書かなくても良いか。

A22： 「受講申請前必読」に空白があった場合は講義 1 を視聴できていないと判断しております。また記載していても「見ました」「理解できた」等極端に短い表記や内容が不適切な表記も視聴できていないと判断し、受講をしたとは認めません。

Q23： 今日が講義 1 レポート提出の定められた期限日で、事業所から帰宅途中に川部みどり園があり、講義 1 レポートを持っていきたい。

A23： 講義 1 レポートは郵送に限り受け付け、持参等は不可としています。川部みどり園に持参されても受理しません。

定められた期限当日でしたら提出は当日消印有効ですので、夜間でも受け取りしてくれる郵便局（川部みどり園近辺では高松南郵便局）へ直接届けたら間に合う可能性があります。（当日消印となるか郵便局へご確認ください。）

定められた期限当日に、路上の郵便ポストに投函しても回収時間が終了している場合、当日消印となりませんのでご注意ください。

講義 1 レポート郵送先は、「〒761-8046 高松市川部町 4 1 8 香川県立川部みどり園 研修担当」宛となっております

【インターバル実習関係】

Q24： インターバル実習はしないといけないのか。

A24： 実施要項にもあるとおり、研修全課程への参加が修了要件です。インターバル実習に参加をしない場合修了要件に欠けますので、修了証書の交付はできません。

Q25： インターバル実習の実習先は自分で確保するのか。

A25： 受講者が所属する事業所所在地の圏域毎に圏域マネージャーが選定し決定します。
新規開設予定であれば開設予定地の圏域、県内での転職予定であれば転職予定先の圏域、無所属である場合は居住地の圏域で実習先事業所を選定いたします。

Q26： インターバル実習の期間が1か月近くあるが、毎日実習を行うのか。

A26： インターバル実習は研修期間で2回実施されますが、約1か月ある各実習期間の内に1日（2時間から4時間）程度、実習先の事業所を訪問して実習を行います。圏域によっては実習期間に複数回の訪問を求められる場合もありますが、1か月の間毎日実習先へ行く必要はありません。

Q27： インターバル実習の日程はいつ分かるのか。

A27： 集合して実習を行う圏域があり、その場合は日程・会場は圏域が決定します。決定次第なるべく早いタイミングで受講者の方々へお伝えする予定です。

集合せず個別に実習を行う圏域では、演習1日目に実習先をお伝えしますので、それ以降受講者各自が実習先に連絡を取り日程等を調整します。その場合、連絡を早めにとっていただく必要があります。連絡が遅れ実習㍻切日近く連絡を取ると、実習先も多忙なため既に予定が詰まっており実習ができない可能性があります。その場合は修了証書の交付はできかねます。

【その他】

Q28： 受講料は事業所が支払うのだが、領収書の宛先はどうなるのか。

A28： 事業所が受講料を支払い従業員が受講するために事業所が受講申請を行ったとしても、申請は事業所が受講をさせたい（代理申請を含む）個人もしくは受講を希望する個人でしかできません。事務局が受講決定をした時点で、受講者個人と県の契約という形になります。

したがって領収書宛先及び修了証書は個人名のための記載です。